

価値倫理学論考Ⅵ

神 英 樹*

Von „der Wertethik“

Hideki JIN

要 旨

マックス・シェラー（Max Sheler）の『実質的価値倫理学』¹⁾の論旨の概要を論述して来たが、今回はその第Ⅵ部に当る。ここではその第二部の「Ⅳ形式主義と人格」の「B 倫理的諸連関のうちなる人格」の「4 人格主義的倫理学の他の形態との関係における人格概念」の「その5 秘奥人格と社会的人格」²⁾を考究する。

序

シェラーの倫理学の特徴を物語る概念としてよく指摘されるのは実にこの「秘奥人格（die intime Person）」³⁾である。人格にとって決して無視し得ないのは、否それどころか最後に決定的な意味を持つのは、人格の最深部に位置するところのこの内奥の人格という価値の担い手であろうことは容易に推察されよう。それと言うのはそもそもこの書が「倫理学における形式主義と実質的価値倫理学（Der Formalismus in der Ethik und die materiale Wertethik）」と称するところに表われているように、著者の倫理学である実質的価値倫理学の究極の価値判断は個別人格の中の最深部に位置するところの人格であろうことが予想されるし、又その批判される倫理学は、カントに代表されるような形式主義的倫理学であり、またその中の人格概念であろうことが推察されるからである。

かくして重ねて進められて来たこの論考は今回ついにその究極的概念である「秘奥人格」を明らかにしようとするものである。

1 秘奥人格と社会的人格

「各人格」が「倫理的宇宙の全体に編み込まれているところの構成員性（die Gliedschaften）」⁴⁾がどんなに「多様（mannigfaltig）」⁵⁾且つ「豊富

（reich）」⁶⁾であろうとも、あるいはまた「この全体およびこれの進行と意味とに拘束されているところの共同責任性の方向」⁷⁾がどんなに「多様」であろうとも「人格」はけっしてこれらの「構成員性に没入してしまわず」⁸⁾また「人格の自己責任性はけっして純然たる共同責任性に同化してしまわず」⁹⁾また「人格の義務と権利はけっして人格の構成員としての位置から生み出される義務と権利（家族・官職・職業・国家市民・身分の義務等々）に同化してしまわない」¹⁰⁾と指摘される。

そして「人格」は上の「構成員」としての位置につき、そのつどその「務めを果すことによって全体としての人格を阻止ないし促進するすべての体験の背後に、各人はなお全体のうちの自己の存在を明晰な直観にもたらそうと求めている」¹¹⁾がなおこのほかに、「この全体を越え出たところに独特の自己存在（ein eigentümliches Selbstsein）」が、（同様に自己価値、自己無価値）が突出しているのを感じ、この自己存在において各人は自己が孤独であることを知る」¹²⁾このような意味での「人格」の存在をシェラーは「秘奥人格」¹³⁾と名づける。

これはなんらかの「構成員としての人格性一般すなわち社会的人格（der sozialen Person）」¹⁴⁾から明確に「区別する」¹⁵⁾ところのものである。

2 人格の秘奥圏と社会圏

従って以上のことから有限な各人格は「秘奥圏」¹⁶⁾と「社会圏」¹⁷⁾を有することが指摘される。

* 教授 一般教科（哲学）

そして「総体人格（die Gesamtperson）もこれら二つの圏を有する」¹⁸⁾ことが言及される。まずこれについて考察してみたい。

たとえば「国民それ自身が孤立した形成物として体験される」¹⁹⁾場合と「国民が総体諸人格の国における単なる構成員として体験される」²⁰⁾場合とは「区別（Unterschied）」²¹⁾されるものだとされ、またこのことは「家族」にも「夫婦」にも妥当すると言われる。²²⁾このことは認められよう。

この「絶対的に秘奥なる人格のみが、他の人格との（総体人格の媒介を通しての）社会的結合にもはや関与することが不可能なもの」²³⁾であり、このような体験は上の例の「国家」、「家族」、「夫婦」等の中にあっても誰もが体験しているものであろう。

それゆえこの「秘奥人格」は「いわば絶対的な孤独のうちにあり」²⁴⁾のであり、その「孤独とは、有限なる人格間における止揚しえない否定的な様式の本質的關係を示すカテゴリーである」²⁵⁾ところのものである。そしてこの「孤独は相異なる諸人格において全く異った体験内実によって充実され（erfüllen）うる」²⁶⁾ものであるが、しかしこれは「多くの個別者ならびに全時代の関心と注意からは消えうせるものである」²⁷⁾ところのものでしかない。しかしその「圏」は「必然的に現存しており、圏としてはまたつねに相異せる程度においてではあるが共同に体験されている」²⁸⁾ものである。

そして更にこの「孤独の圏が歴史的変化（社会化と連帯の向上）によって社会的諸関係のうちにますます食い尽されて消失するに至りうると想定することは背理的（widersinnig）である」²⁹⁾「孤独は社会的な本質カテゴリー（ein soziale Wesenskategorie）である」³⁰⁾からである。ただし「社会的形成のある特定の発展段階における典型的な個別人格のうちで——体験内実が種々に推移してゆく」³¹⁾ことは十分に生ずるであろう。

ただし「孤独を排除しないところの唯一の共同態関係」³²⁾が存在すると指摘する。それは「神との関係である。神はその理念に従えば個別人格でもなく、総体人格でもない。神のうちではそれら両者がなおも連带的である」³³⁾したがって「神のうちでのみ秘奥人格はなおも自己が保護されも裁かれもしないことを知っていよう」³⁴⁾と言われる。

さてここで「孤独（Einsamkeit）と独居（Alleinsein）」³⁵⁾の相異について述べなければならぬ。「独居」というのは「客観的な(objektiv)

独り居」³⁶⁾の状態を意味するのである。「われは独居せず、されど孤独なり（Einsam bin ich, nicht allein）」³⁷⁾という「周知の金言」³⁸⁾でも判別しているように「孤独の感情は独居のときよりもじつにはるかに頻繁に利益社会（Gesellschaft）の只中に、それどころか相対的にきわめて秘奥なる共同態関係（友人関係・夫婦・家族）のうちに最も純粋に出現する」³⁹⁾のである。というのは「このような場合に第一に、人格の他の人格への自己伝達性の絶対的限界がきわめて強烈に推測される（ermessen）」⁴⁰⁾からである。

3 利益社会と秘奥人格

「利益社会（Gesellschaft）」における「秘奥人格」の関わり方という課題をここに取り上げてみたい。この社会的統一形態の中では「個別者はもっぱら社会的人格として、語り、契約を結び、契約を履行し、享楽しつつ利益社会の世界に入り込む」⁴¹⁾のであるが、「この社会の構成要素としては個別者は一般になんらの秘奥人格をも所有せず、また一般になんらの秘奥的な存在領域をも所有しない」⁴²⁾と言明される。

なるほどひとは「漠然とした共同体験の意味において各瞬間に、他人が可能的な充実をなすXとして秘奥的存在領域を所有していることを知っているけれども、しかしこのXの内容はまったく利益社会のなかにまでは到達しない」⁴³⁾と言われる。そして「もし相対的に秘奥的な領域へ侵入する試みが発生すれば、利益社会のエートスはこれを正当にも《不謹慎》として評価する」⁴⁴⁾であろうし、それゆえこの行為はそれが発生しなければ「共同社会のエートスに従えば他人に対する誤った《閉鎖性（Verschlossenheit）あるいは罪のある《無配慮（Sorglosigkeit）》として、また《利己主義（Egoismus）》として評価されるであろう行為である」⁴⁵⁾とされる。

4 生命共同社会と秘奥人格

「生命共同社会（Lebensgemeinschaft）」⁴⁶⁾の内での「秘奥人格」の位置はいかなるものであろうか。

この社会の中で「個別者（Eizelne）は構成員として他者と共通的な領域を所有するが、これは利益社会形態を顧慮すればいつでも相対的に秘奥的であり——生命共同体の親密性の程度の進むにつれてますます豊かな内実をもって充される領域

である」⁴⁷⁾と言われる。しかしその代りに「ここでは体験する主体の人格具有性 (die Personhaftigkeit des Erlebenssubjektes) は後退する」⁴⁸⁾ことが指摘される。

これに対して「人格が人格としての相対的に秘奥的な体験内実が最高度に達するのは、人格が宗教的共同体すなわち教会に入ること」⁴⁹⁾によると述べている。この共同体においては「その他の総体人格たとえば国民と国家におけるよりも、絶対的に秘奥なる人格に《より接近して》いる体験層が自由となり、伝達可能的となり (また批判にも服従するようにもなり) うる」⁵⁰⁾それゆえこの体験層はまた「国家からも自由、あるいは国民からも自由と呼ばれるべきものであり、この領域に侵入することはそれらからの侵害であろう」⁵¹⁾と言われる。このように「私はわが国民の構成員としても国家から自由なる体験層を所有しており、これと同時に思想 (Meinung) および心情 (Gesinnung) を交換することと、このための前提条件 (自然的言語への権利 (Recht auf die natürliche Sprache) とに対する根源的権利を所有しており、この権利は本質的關係に根を下している確固とした境界線を国家意志に対して定置するものである」⁵²⁾と確言する。ここにはマックス・シェラーの人格思想の面目躍如たるものを覚える。

ところで相対的にきわめて秘奥的な存在と体験が入り込むと同時にまた「きわめて個性的なものが入り込む形態として友人関係と夫婦関係」⁵³⁾についての言及がある。これらの両形態は「さらに宗教的な心情共同体と文化共同体と国家共同体とによって伴われるならば、有限的諸人格が相互的に所有しうる最も秘奥的な接近と形態を提示する」⁵⁴⁾ことになると言われる。そして「それはどんな有限的権力も引裂くことはできない。この事実こそは、夫婦的と友人的との愛の真実の体験に愛の本質に向けられた志向性の内実のうちに超越的な特徴と永遠性の意味とを付与するものであり、それらは全時代の詩人たちがその体験を歌によんだところのものである」⁵⁵⁾とする。この言及に至って件の「秘奥人格」の概念とその意義はほぼ明確になって来たと言えよう。特に「外部の権力」等が不当に干渉したり、侵害したりすることが本来あってはならない筈の個別人格の世界が厳然と人間には存在することを解明し主張したことは、当時の時代背景をうかがわせるのに充分なものがある。

また「形式主義的倫理 (カントに代表される)」では「個人」「人格」の存在が「消極的な」意味合いが強かったことが否め得ないが、マックス・シェラーのこの世界では「個人—人格」の存在はより個性的・積極的な価値の担手として、もっと大胆に言うなら個性的価値創造の主体として浮かび上って来るのである。更にもう一言進めて言うならばこの世界の重要視は人間の個性的・美的・芸術的な価値創造とその共感という世界を倫理学の最も大事な課題と為すという展望を抱かせるのではないだろうか。従って倫理学は芸術の世界への展望を可能にする基礎理論としての位置を占めるに至るのではないだろうか。

5 秘奥人格の超越性

「絶対的に秘奥的な人格は他からのすべての可能的な認識と評価 (それゆえにまたすべての歴史的認識) から永遠に超越的である」⁵⁶⁾ことはこの概念の留意点である。この「評価」とは「名前, 名声 (Ruf), 名望 (Ansehen), 名誉 (Ehre), 品位 (Würde), 栄光 (Ruhm), 神聖 (Heiligkeit)」⁵⁷⁾等の価値評価を含むと考えてよい。

この理由で、次に述べるような関係から「人間の倫理的価値を測定することを望んでいる倫理学はいずれも偽であり誤っているに違いない」⁵⁸⁾とされる。

その関係とは「歴史的総体財世界 (eine historische Gesamtgüterwelt), 総体意志 (Gesamt-wille), 総体ロゴス (Gesamt-logos) 等に対する個別者の関係」⁵⁹⁾である。

「そのような倫理学はいずれもはじめからただ人間の半面のみを見ており、——適用されるならば——価値の事実的な配分に関してまったく誤った像を必然的に与えることになる」⁶⁰⁾

しかしまた一方で「倫理的価値の根源的な担手はもっぱらに秘奥人格であるというのも誤謬である」⁶¹⁾「この誤謬はアンリ・ベルグソンの学説の倫理学上の諸結果にあらうし、現代の文化世界のエートスをたぐいまれに動かすことを心得ていた男の仕事の結果のうちに、すなわちレオ・トルストイの仕事のうちにある」⁶²⁾と注意を怠らない。トルストイの世界においてはたとえば「あらゆる職務人格は劣り悪しく笑うべきであり、善へのあらゆる傾向は、職務人格具現性を放棄して秘奥人格への方向を採用することによってはじめて始まる」⁶³⁾とのことである。そしてもし「この見解が

正しいのであれば、隠者（Eremit）が倫理的完全性の模範像であり、共同態的生活自体がすでに悪の汚点を付着していることになろう」⁶⁴⁾と極言される。

さて以上のことから最後に「倫理学にとって一つの非常に有意義な原理」⁶⁵⁾への言及をもって本論の終りとしたい。

それは「ただ統一的・全体的・具体的人格のみが《善》と《悪》という倫理的価値の担い手である」⁶⁶⁾このこととまた「各人はおのおの他の有限的人格が絶対的に秘奥的な領域をもっていることと、しかしまたこの領域の内容が彼の可能的認識にとって永遠的に超越的であることを明証的に知っている」⁶⁷⁾という命題から生じるところの原理である。

その原理は「有限人格が他者の倫理的な価値と無価値について最終妥当的に裁くことはすべて内に不条理を含んでいる」⁶⁸⁾というものである。

なぜなら「有限人格には他者の絶対的に秘奥的な人格領域を認識することはつねに必然的に欠けているが、この人格領域は倫理的諸価値の共同の担い手に本質的に属しているから」⁶⁹⁾である。

（「ただ社会人格と相対的に秘奥的な人格のみは明証的な価値把握に適当に服従しうるのである」⁷⁰⁾）したがって「最終妥当的に倫理的な評価をすることを相互に抑制することは有限人格の義務であり、—この義務は、これに対する違反行為がそれのみで（積極的か消極的に関りなく）他の人格の毀損（Verletzung）と悪しき（böse）行為とを内に含んでいるほどに重大なものである」⁷¹⁾

結 語

この指摘はシェーラーの最も強調したい点ではなかったろうか。筆者にも痛快な響きとなって聞こえるものである。世では本来各人にとっての自己選択的な自れの倫理的評価を他に対しても下すような錯誤をしている。それにとどまらず上のシェーラーの指摘にもあるように「他の人格の毀損や悪意の行為」を犯して平然としている無知と無恥が横行している。その錯誤の因は上の分析でも明らかにしたように「利益社会」の中での「責務とその評価」を、本来他が干渉してはならない「個人の秘奥的人格の倫理的世界」に対して下すところによる。

註

- 1) Max Scheler, Der Formalismus in der Ethik und die material Wertethik（以下Form.と略記する。頁付は Francke Verlag Bern, Sechste, durchgesehene Auflage, 1980 による。）
- 2) Form. S. 548. ad5. Intime Person und soziale Person
- 3) a. a. O.
- 4) a. a. O.
- 5) a. a. O.
- 6) a. a. O.
- 7) a. a. O.
- 8) a. a. O.
- 9) a. a. O.
- 10) a. a. O.
- 11) a. a. O.
- 12) a. a. O.
- 13) a. a. O.
- 14) a. a. O.
- 15) a. a. O.
- 16) Form. S. 549
- 17) a. a. O.
- 18) a. a. O.
- 19) a. a. O.
- 20) a. a. O.
- 21) a. a. O.
- 22) a. a. O.
- 23) a. a. O.
- 24) a. a. O.
- 25) a. a. O.
- 26) a. a. O.
- 27) a. a. O.
- 28) a. a. O.
- 29) a. a. O.
- 30) Form. S. 550.
- 31) a. a. O.
- 32) a. a. O.
- 33) a. a. O.
- 34) a. a. O.
- 35) a. a. O.
- 36) Form. S. 549.
- 37) a. a. O.
- 38) a. a. O.
- 39) a. a. O.
- 40) a. a. O.

- 41) Form. S. 551.
- 42) a. a. O.
- 43) a. a. O.
- 44) a. a. O.
- 45) a. a. O.
- 46) a. a. O.
- 47) a. a. O.
- 48) a. a. O.
- 49) Form. S. 552.
- 50) a. a. O.
- 51) a. a. O.
- 52) a. a. O.
- 53) a. a. O.
- 54) a. a. O.
- 55) a. a. O. f.
- 56) Form. S. 556.
- 57) Form. S. 553.
- 58) Form. S. 556.
- 59) a. a. O.
- 60) a. a. O.
- 61) a. a. O. f.
- 62) Form. S. 557.
- 63) a. a. O.
- 64) a. a. O.
- 65) a. a. O.
- 66) a. a. O.
- 67) a. a. O.
- 68) a. a. O.
- 69) a. a. O.
- 70) a. a. O.
- 71) a. a. O.

(平成元年11月27日受理)

